

編集発行人 税理士 細見 秀樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 所得税

### ★ 仮想通貨の売却による所得計算

Q. 仮想通貨を売却した場合、所得の計算は、どのようにするのですか？

A. 仮想通貨を売却した場合の所得は、原則として、雑所得になり、その所得金額は、総収入金額から必要経費を控除することにより算出します。

必要経費に算入できる金額は、

- ①総収入金額に対応する売上原価その他その収入を得るため直接要した費用の額及び
- ②その年における販売費、一般管理費その他その所得を生ずべき業務について生じた費用の額です。

必要経費になるものには、例えば次のような費用があります。

- ・売却した仮想通貨の取得価額
- ・売却の際に支払った手数料

その他、インターネットやスマートフォン等の回線利用料、パソコン等の購入費用などについても、仮想通貨の売却のために必要な支出であると認められる部分の金額は、必要経費に算入することができます。

なお、パソコンなど、使用可能期間が1年以上で、かつ、一定金額を超える資産については、使用可能期間の全期間にわたって分割して必要経費にしなければなりません。

また、一つの支出が家事上と業務上の両方に関りがある費用(家事関連費)については、業務の遂行上直接必要であったことが明らかに区分できる場合に限り、その区分した金額を必要経費に算入することができます。

<http://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/faq/index.htm>

### ★ 住宅借入金等特別控除等の適用誤り

Q. 先日、会計検査院が国税庁に対して、住宅借入金等特別控除に係る申告誤りが多く見受けられるとする指摘をしたとの報道がありましたが、どのような内容だったのですか？

A. 国税庁では、会計検査院の指摘を受けて申告書の見直しを行ったところ、以下の誤りが平成25年分から平成28年分までに約1万4,500人あったとしています。

是正を要すると見込まれる納税者に対しては、所轄の税務署から、申告内容を今一度見直してもらい、申告誤りのあった内容の是正と不足分の税額の納付を行ってもらうことをお願いしているとしています。

- ①(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例につ

いて、合わせて適用を受けた場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算誤り

- ②(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と居住用財産を譲渡した場合などの譲渡所得の課税の特例との重複適用
- ③贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例のうち、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例の適用における所得要件の確認もれ

<http://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/oshirase/index.htm>

## ★ 出産費用と医療費控除

Q. 昨年、妻が出産しました。出産費用のうち医療費控除の対象になるものには、どのようなものがありますか？

A. 医療費控除とは、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合に、一定の金額の所得控除が受けられる制度です。

出産費用が医療費控除の対象になるかどうかの判断は、次のようになっています。

- ①妊娠と診断されてからの定期検診や検査などの費用、また、通院費用は医療費控除の対象になります。(※)領収書のない通院費用などは、家計簿などに記録しておいてください。
- ②出産で入院する際に、電車、バスなどの通常の交通手段によることが困難なため、タクシーを利用した場合、そのタクシー代は医療費控除の対象となります。(注)実家を出産するために実家に帰省する交通費は医療費控除の対象にはなりません。
- ③入院に際し、寝巻きや洗面具など身の回り品を購入した費用は医療費控除の対象にはなりません。
- ④病院に対して支払う入院中の食事代は、入院費用の一部として支払われるものですので、一般的には医療費控除の対象になります。しかし、他から出前を取ったり外食したりしたものは、控除の対象にはなりません。

なお、健康保険組合等から支給された出産費等は医療費の額から控除します

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1124.htm>

## 源泉税

### ★ アルバイトの源泉徴収

Q. 春休みに学生アルバイトを雇う予定です。アルバイト代は給料日にまとめて支給する予定ですが、源泉徴収はどうしたらいいですか？

A. 「日額表丙欄」を用いて日ごとの税額を求め、その税額の合計金額を支給するアルバイト代から差し引いてください。

源泉徴収税額表の「日額表丙欄」は、原則として、日々雇い入れられる者に対し、労働した日又は時間によって賃金等の額を算定し、かつ、労働した日に支払われるもの(同一の支払者から継続して2ヶ月を超えて支払を受ける場合における2ヶ月を超えて支

払を受けるものを除く)に適用されますが、次のように一定期間分まとめて支払うものについても適用が認められています。

①日々雇い入れられる人の労働した日又は時間によって計算される賃金で、その労働した日以外の日を支払われるもの

②あらかじめ定められた雇用契約期間が2ヶ月以内の人に支払われる賃金で、労働した日又は時間によって計算されるもの

ご質問の学生アルバイトに支払う賃金は②に該当しますので、「日額表丙欄」を使用して日ごとの税額を求め、アルバイト期間のその税額の合計金額を最終日に支払うアルバイト代から徴収してください。

なお、日給9,300円未満の場合は、日額表丙欄の税額がゼロですので、源泉徴収は不要です。

<https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/2511.htm>

## 贈 与 税

### ★ 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

Q. 平成31年の税制改正では、教育資金の一括贈与非課税措置が見直されるとか。どのようなになるのですか？

A. 平成31年の税制改正では、教育資金の一括贈与非課税措置が次のように見直されたうえ、適用期限が2年延長されます。

①信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その信託等により取得した信託受益権等については、この適用を受けることができないようにする。

②教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外する。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しない。

③信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、受贈者がその贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等についてこの適用を受けたことがあるときは、その死亡日における管理残高を、その受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

現行では終了の日前に贈与者が死亡している場合には、個人から贈与により取得したものとみなされています。

④30歳以上の修学継続には一定の配慮をする。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4510.htm>